

令和3年春の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です。

重点① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

保護者の方へ

都内では、子供の交通事故が多く発生しています。キックスケーターなどの遊具を道路で使用している際に重大交通事故が起きたケースもありますので、これらの遊具を道路で使用させないようにしてください。子供には、日頃から正しい交通ルールとマナーを教え、手本を示していただくようお願いします。



高齢者の方へ

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の約半数は高齢者です。

通い慣れた道でも交通ルールを守り、常に十分な安全確認を行うとともに他の人々の見本となる安全な行動の実践をお願いします。

全ての歩行者の方へ

横断歩道を横断する際には、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。

お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。お酒を飲んだ時は、家に帰るまで気を引き締めましょう。

重点② 自転車の安全利用の推進

自転車も夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材を活用して「自分の存在をアピール」することが交通事故防止につながります。

また、自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。

自転車乗用中の交通事故の多くは交差点での出会い頭です。交差点では一時停止と安全確認を確実にいき、交通事故防止に努めましょう。

東京都では、自転車を利用する皆さんの保険（※）加入が義務付けられています。万が一の交通事故に備えて保険に加入しましょう。

（※）自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済



重点③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

自動車を運転される皆さんへ

●飲酒運転は犯罪です。

飲酒運転のおそれのある人に対する車両等や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

●危険な「あおり運転」は絶対にやめましょう。

いわゆる「あおり運転」と言われている、他の車両等の通行を妨害する目的での急ブレーキ、車間距離不保持、急な進路変更などの行為は「妨害運転罪」として処罰の対象です。「あおり運転」は、他の車の運転者の正常な運転操作を誤らせ、事故を誘発する危険極まりない行為です。絶対にやめましょう。

高齢ドライバーの方へ

衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカーSの利用をご検討ください。

また、体調が優れないときは運転を控えるなど、安全運転に心がけましょう。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。



◎ハンドルキーパー運動

車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が車の運転を担当することにより、飲酒運転の根絶を目指すもの。

重点④ 二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故が増えています。

交差点やカーブの手前では、十分に速度を落とし、安全走行を心がけましょう。

車の中のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめましょう。

ヘルメットのごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



東京都都民安全推進本部 交通安全課

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/>

令和3年3月発行 登録番号(2)38
令和3年春の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都都民安全推進本部
総合推進部 交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3125



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。